

平成29年10月1日から

建築物の耐震基準を強化します

—静岡県地震地域係数（Z s）の義務化—

静岡県では、地震対策として、昭和59年から建築基準法による耐震強度の1.2倍を求める基準「静岡県地震地域係数（Z s）」を定め、建築物の耐震性向上を促してまいりました。

今回、想定される南海トラフ巨大地震に対して新築建築物の地震に対する安全性を確保する※ために、静岡県地震地域係数（Z s）を義務化することとしました。

※活断層の直上など、地表面のずれ等により大きな被害を生じるおそれのある場所においては十分な安全性を確保できないため、別の検討が必要です。

静岡県地震地域係数（Z s）とは

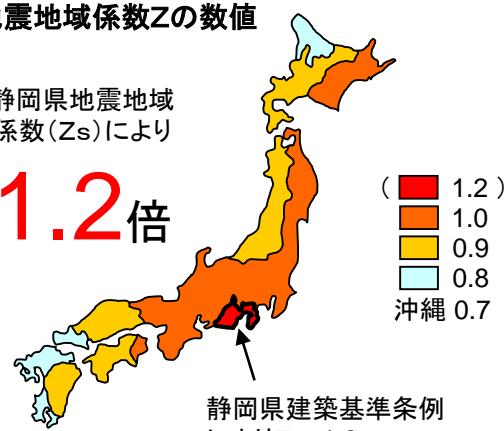
「地震地域係数 Z（建築基準法）」

地震に対する建築物の安全性を確認する際に行う構造計算に用いる数値で、建築基準法において、過去の地震記録などを基に地域ごとに数値（0.7～1.0）が定められています。（静岡県は1.0）

建築基準法で規定する地震地域係数Zの数値

静岡県地震地域係数(Zs)により

1.2倍



「静岡県地震地域係数 Z s（県条例）」

静岡県建築基準条例により、地震地域係数Zの数値を**1.2倍**に割り増す基準です。

※木造の壁量については**1.32倍**

静岡県地震地域係数（Z s）の適用により、地震時の建築物の倒壊防止や被害の軽減が期待できます

建築基準法で想定する1.2倍程度の大きさの地震動を想定して設計することにより、地震時の建築物の倒壊を防止するほか、被害軽減効果（人命・財産の保護、円滑な避難・救助、企業等の事業継続、速やかな復興）が期待されます。



建設コストについて

静岡県地震地域係数Z sの適用によるコスト増は全体工事費の1%程度と想定されています。（倉庫、工場などは2～3%）住宅等の小規模木造建築物については、ほとんど影響がないと考えられます。

問合せ：静岡県くらし・環境部建築安全推進課建築確認検査室 電話054-221-3075